

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路 の開発に関する基本方針の変更について

令和元年6月

国土交通省港湾局

基本方針について

1) 基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する方針

2) 基本方針の役割

- ①国の港湾行政の指針（港湾法第3条の2第1項）
- ②個別の港湾計画を定める際の指針（港湾法第3条の3第2項）
- ③特定貨物輸入拠点港湾における特定利用推進計画の指針（港湾法第50条の6第4項）
- ④国際旅客船拠点形成港湾における国際旅客船拠点形成計画の指針（港湾法第50条の16第4項）

3) 基本方針に定める事項（港湾法第3条の2第2項）

- I. 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- II. 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
- III. 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
- IV. 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
- V. 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- VI. 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
- VII. 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

基本方針の見直しの必要性

- 世界経済の拡大・多極化や、我が国における本格的な人口減少、少子高齢化、生産年齢人口の減少、頻発化・激甚化する自然災害等、国内外の社会情勢の変化の中で港湾政策における国や港湾管理者、民間企業、地域団体等が連携し取り組むべき内容は大きく変化している。
- こうした状況を踏まえ、今後の港湾政策の基本的な方向性として、2030年を見据えた「中長期政策」を平成30年7月にとりまとめたところ。
- 「中長期政策」のとりまとめを機に、我が国を取り巻く新たな状況認識のもと、国の港湾行政の指針、並びに港湾管理者が個別の港湾計画を策定する場合の指針である「基本方針」の見直しを行う。
- 現在の「基本方針」は、数次にわたる部分的な追記・修正を行う中で、冗長的・重複的な記述が増えており、港湾計画の策定やその他の施策の指針となる考え方が認識しづらい状態となっていることから、冗長的・重複的な記述を改めるとともに、「中長期政策」における港湾政策の方向性や施策を踏まえつつ、国が港湾管理者等に示す指針となる考え方が認識しやすいものとなるようにする。